

組織部速報

2016年11月4日
No. 25

11月3日文化の日は「日本国憲法が公布された日」でした。

1946年（昭和21年）11月3日は、日本国憲法が公布された日です。あれから70年を経た現在、日本国憲法は大きな転換点に立っています。

※「公布」とは、広く告げ知らせること。成立した法律・命令・条約を発表し、国民に周知させること。（広辞苑より）

「すべての人民の幸福をできるだけ高める規則」

「憲法と君たち」は一九五五年五月、学校図書館文庫として出版された。今回の復刻版は、当時の文章や写真、挿絵をそのまま掲載。全編を通じて、佐藤氏が子どもにやさしく語りかける文体だ。本では、まず憲法を巡る歴史をひもとき、憲法とは「すべての人民の幸福をできるだけ高めるためにつくられている規則」と解説。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法の三大原則を説明する中で、特に戦争放棄について「君たちが、世界に向かって生きていく」と呼びかけている。

子どもにやさしく語る

「憲法と君たち」復刊



日本国憲法公布から七十年の今年、復刊された「憲法と君たち」(時事通信社)は、憲法制定に携わった憲法学者・故佐藤功氏が六十一年前、憲法を守ってほしいという願いを込めて書き下ろした本だ。憲法が国民の幸福を守っていること、その憲法を守るのは国民自身であることを、子ども向けに平易な言葉で伝える。
●面参照

「むりやりにねじまげて動かされることがある」

【2016年11月3日 東京新聞3面より】

「憲法と君たち」と

自民党憲法改正草案と読み比べてみよう!